群馬大学医学部附属病院手術部周術期管理チーム専門委員会術後疼痛管理 チーム内規

令和 4. 6.13 制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部附属病院手術部周術期管理チーム専門委員会内規第7条の規定に 基づき,群馬大学医学部附属病院手術部周術期管理チーム専門委員会術後疼痛管理チーム (以下「術後疼痛管理チーム」という。)に関し必要な事項を定める。

(業務)

- 第2条 術後疼痛管理チームは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 術後疼痛管理実施計画の作成に関すること。
 - (2) 術後疼痛に関する相談,助言対応に関すること。
 - (3) 術後疼痛に関する診療及び実施状況の確認とフィードバックに関すること。
 - (4) 術後疼痛に関するデータの収集及び分析に関すること。
 - (5) その他術後疼痛に関すること。

(組 織)

- 第3条 術後疼痛管理チームの構成員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 麻酔・集中治療科教員 若干人
 - (2) 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した看護師 若干人
 - (3) 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した薬剤師 若干人
 - (4) その他, 手術部周術期管理チーム専門委員会委員長が必要と認めた者 若干人 (事 務)
- 第4条 術後疼痛管理チームの事務は、医事課において処理する。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、群馬大学医学部附属病院手術部運営委員会の議を経て、病院 長が行う。

附則

この内規は、令和4年6月13日から施行する。